

## 平成30年度京都市商店街縁結び事業提案内容評価基準

### 1 評価項目

別紙「平成30年度京都市商店街縁結び事業提案内容採点表」のとおり

### 2 採点方法

#### (1) 審査点の考え方

各評価項目を以下の5段階で審査する。

段階	審査点
優れている。	4点
やや優れている。	3点
普通である。	2点
やや劣っている。	1点
劣っている。	0点

なお、「見積書の内容は提案内容に対して合理的なものとなっているか。」の評価基準については、以下のとおり定める。

#### ・「優れている」4点

予定価格の90%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

#### ・「やや優れている」3点

予定価格の90%以上～95%未満の提案で事業の円滑な運営が期待できる場合

#### ・「普通である」2点

予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

#### ・「やや劣っている」1点

予定価格の99%以上提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

#### (2) 項目加重点の考え方

各評価項目のうち、重要度の高いものや提案内容に差が出やすいと考えられる評価項目については、項目加重点を設定する。

#### (3) 項目審査点の考え方

審査点×項目加重点

### 3 委託先の選定

点数は、各意見聴取会議委員の項目審査点合計点（100点満点）の平均とし、60点以上を獲得した者の中から、点数が最も高い事業者を受託候補者とする。

点数が同じ場合は、見積金額が低い事業者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合はくじ引きにより選定する。